

おわりに

現在、中央環境審議会においては、小委員会を設け、京都議定書の2002年までの発効に向けて、締結に必要な実効性のある国内制度の構築のための審議が進められている。そこでの審議の出発点となっている平成12年12月の中央環境審議会「地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会」の報告書において示された各種政策手法の組み合わせによる政策パッケージのモデルの中には、産業部門における自主的取組の強化策として、協定又は計画的手法の導入を含むものも盛り込まれている。

協定方式は欧州諸国を中心に地球温暖化対策の分野でも導入が広がりつつあり、我が国の国レベルでの環境政策としては新しい考え方であり、我が国法制度に即して導入する場合、さらに検討すべき各種の留意点は残るものの、今後の我が国の地球温暖化対策、あるいは広く我が国の環境対策全般においてもその活用が期待される政策手法の一つと考えられる。

これまで我が国の環境対策において広く用いられていた「規制的手法」は、多くの事業者がそれを遵守し得るように設定されるため、優良な事業者が規制以上の効果がある対策を講じようとするインセンティブが働かなかった。これに対し、自主的取組と経済的インセンティブの組み合わせは、優良な事業者の取組を促進する効果がある。自主的取組にはこのような効果が期待される反面、日本では業界単位で取組む際には最も対策の遅れた事業者に合わせてという、いわゆる「護送船団方式」を採用することがあり、これでは単なる規制のがれになってしまう可能性がある。

今後は、本検討会が示した検討課題について、他の政策手法との関連等も踏まえつつ、中央環境審議会等において引き続き審議されることを期待する。

なお、本検討会においては検討の対象とはされていないが、我が国においては、従来より、事業者の自主性を尊重しつつ行政課題の解決に向けた取組を促進する手法として、計画的手法（例えば、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に見られる「任意の計画の申請+国の承認（又は認定）」や、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に見られる「計画の届出義務付け」）が幅広く用いられている。

これらの計画的手法の活用可能性も視野に入れつつ自主協定の制度設計が行われ、我が国において自主的取組が京都議定書の6%削減目標を達成するための有力な手法の一つとして位置付けられることを期待する。

本検討会報告書が、今後の我が国の地球温暖化対策、あるいは広く我が国環境対策の検討作業の一助となることを祈念する。